

公益財団法人日本スポーツ協会  
国民体育大会に関する映像の使用要領

(趣旨)

第1条 本要領は、国民体育大会開催基準要項第 44 条「大会の資産」(3)に基づき、国民体育大会に関する資産の内、映像や動画(以下「国体映像」という。)の使用の際に必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本要領において「国体映像」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) JSPO TV 国体チャンネルに掲載されている競技および式典映像
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会(以下「本会」という。)が撮影した映像
- (3) 本会以外が撮影した競技および式典映像
- (4) (1)および(2)の映像を静止画として使用する場合

(国体映像使用の原則)

第3条 国体映像を使用する者は、原則として本要領に基づき予め本会の承認を得なければならない。

(報道目的等の使用申請)

第4条 国体映像の使用を希望する者は、申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道目的で、当該年度開催国民スポーツ大会(冬季大会含む)の大会実施期間中および各大会期間競技終了後 24 時間以内に 1 番組 3 分以内の国体映像を使用する場合
- (2) 国民体育大会主催者(日本スポーツ協会、文部科学省、開催都道府県実行委員会)および決定・内定・開催申請書提出順序が了解された都道府県実行委員会(準備委員会を含む)が使用する場合
- (3) その他本会が国民体育大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合

2 本会は、前項の規定による申請の内容が次の各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、国体映像の使用を承認するものとする。

- (1) 本会の品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
- (2) 本会の求める使用方法に従わないとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (5) 使用目的が明らかでないとき。
- (6) その他、本会が国体映像の使用について不相当と認めるとき。

(報道目的以外の使用申請)

第5条 国体映像の使用を希望する者は、別添の「公益財団法人日本スポーツ協会 国民体育大会に関する映像使用の事務手続きガイドライン」に従い、申請書(別紙様式 1)を本会に提出し、その

承認を得るものとする。

- 2 本会は、前項の申請を受けた際、前条第2項各号のいずれにも該当しないと認められる場合は、有償による国体映像の使用を承認するものとする。
- 3 前項により使用の承認を受けた者は、国体映像使用料を本会に納入しなければならない。
- 4 映像使用料の算出基準は、承認物件ごとに本会が定めるものとする。
- 5 本会は、本条に係る諸手続きについて、その取扱業務を第三者に委託することができるものとする。

#### (使用上の遵守事項)

第6条 国体映像を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別添の「公益財団法人日本スポーツ協会 国民体育大会に関する映像使用の事務手続きガイドライン」に基づき、当該国体映像を正しく表示すること。
- (2) 本会が承認した用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (3) 国体映像を使用する際に本会が指定するクレジット表記を明示すること。ただし、第4条第1項ただし書の場合による使用の場合、その明示を免除できるものとする。

#### (使用の期限)

第7条 承認された国体映像の使用期限は、本会が個々の承認物件ごとに定めるものとする。

#### (承認内容の変更)

第8条 国体映像を使用する者は、使用承認の内容について変更しようとする場合は、変更申請書(別紙様式2)を本会にあらかじめ提出し、その承認を得なければならない。

- 2 本会は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査するものとする。
- 3 本会は、当該変更が適当と認められる場合、その変更を承認するものとする。

#### (承認内容の取消)

第9条 本会は、国体映像の使用が本要領および承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 本会は、前項の規定により使用承認を取り消された者に対し、当該承認に係る国体映像の使用停止を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 本会は、承認を得ずに国体映像を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その国体映像の使用停止および使用に係る物の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 取消し等に伴う費用は国体映像の使用者の負担とする。

#### (損失補償等の責任)

第10条 本会は、国体映像の使用を原因とする事故および国体映像の使用に係る損失補償等に対しては、一切の責任を負わない。

#### (本要領の変更)

第11条 本要領は、本会ブランド戦略委員会の承認を受けて変更することができるものとする。

#### (附則)

1. 本要領は、令和5年8月22日から施行する。
2. 第78回以降の大会については、本要領の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。